

令和元年6月25日

各地区木材組合長 様

(一社) 千葉県木材振興協会

消費税軽減税率への対応について

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
下記のとおり、全国木材組合連合会から周知依頼がありましたのでお知らせします。  
つきましては、会員の皆様への周知をお願いします。  
本件につきましては、木振協のホームページに掲載します。

記

- 1 軽減税率制度に対応した経理・申告方法を記載したパンフレット作成 (国税庁)  
→ 別添のとおり

※国税庁ホームページにも、以下掲載されております。

【消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド】

[a:<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0019005-113.pdf>]<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0019005-113.pdf>

・軽減税率対象品目の売り上げがなくても、会議費や交際費等で飲食料品を購入する場合は、区分経理が必要となります。(課税事業者)

千葉県木材振興協会

(電 話) 0475-53-2611

(FAX) 0475-53-2000

(担 当) 専務 武井